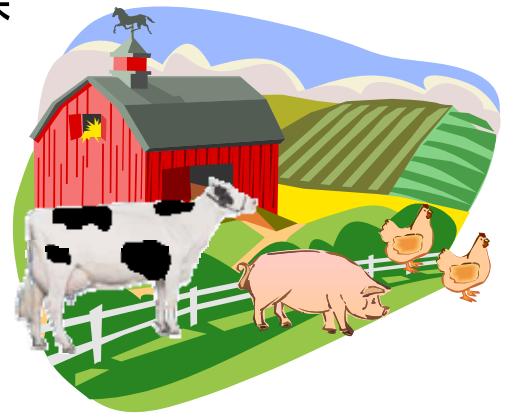
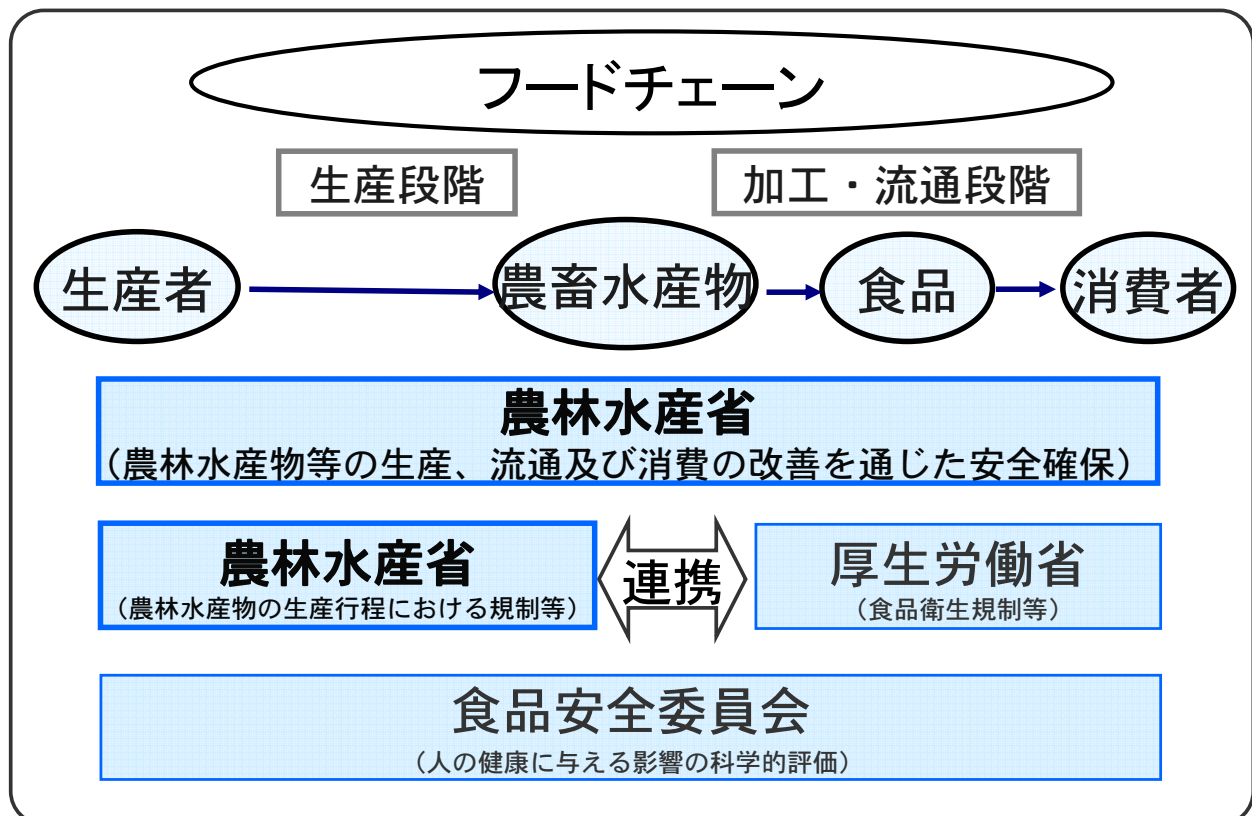


我が国の食中毒対応について (農林水産省の取組み)

平成19年4月23日
農林水産省 消費・安全局
消費・安全政策課
辻山 弥生



農場から食卓までの安全確保の徹底



これまでの農水省の取組み (畜産)

- 農場での衛生管理の実施
- 農場の汚染実態調査

農場での衛生管理の実施

農場段階における衛生管理向上の取組を実施

- ・ **家畜の飼養衛生管理基準**
(家畜伝染病予防法の義務基準)

牛、豚、鶏等の伝染病を対象

- ・ **その他ガイドライン**

サルモネラ、病原性大腸菌O157も対象

家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン
鶏卵のサルモネラ総合対策指針

家畜の飼養衛生管理基準の設定 (家畜伝染病予防法の義務基準)

- 1 畜舎や器具の清掃、消毒
- 2 畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- 3 飼料や水への排せつ物等の混入防止
- 4 導入家畜の隔離
- 5 人や車両の出入り制限・消毒
- 6 野生動物や害虫の侵入防止
- 7 出荷の際の家畜の健康確認
- 8 異常家畜の早期発見・早期受診
- 9 過密な状態での家畜の飼養回避
- 10 伝染病に関する知識の習得

農場版HACCP

【衛生管理ガイドライン】

HACCPシステムの考え方に基づく
畜種毎の工程管理手法の指針

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

鶏卵のサルモネラ汚染をコントロール
するための指針

モデル地域数:249

対象農家戸数:1022

(平成17年度実績)

農場での
実践・検証

農家毎の実施マニュアルの作成(都道府県)

農家におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理の実施・見直し

農場生産衛生管理技術等向上対策事業(新規)
23,105千円
19年度～20年度

HACCP方式を活用した衛生管理が行われている農場について認証基準を策定・普及
(民間団体による任意認証)



既にHACCPに取り組んでいる食肉加工施設等との組み合わせにより、家畜の生産から流通に至る畜産物の安全を確保

農場の汚染実態調査

1. 鶏卵衛生管理体制整備事業実態調査

鶏卵のサルモネラ総合対策指針に基づき、サルモネラ検査を実施

種鶏場、ふ卵場⇒定期的
採卵養鶏場⇒必要に応じて

平成17年度は27都道府県が実施

2. 動物由来感染症監視体制整備事業

(1) 全国統一調査対象疾病(対象家畜)

・17年度:インフルエンザ(豚)

病原性大腸菌O157(乳用牛、肉用牛)

クリプトスポロジウム(乳用牛、肉用牛)

・18年度:インフルエンザ(豚)

クリプトスポロジウム(乳用牛、肉用牛)

カンピロバクター(肉用鶏)

31都道府
県が実施

(2) 独自調査対象疾病

鳥インフルエンザ、サルモネラ、レプトスピラ、
トキソプラズマ等

食品媒介有害微生物の調査事業の創設

従来

動物由来感染症監視事業

動物からヒトに感染して危害を
もたらす病原体(食品を介して
感染するものを含む。)

平成19年度～

動物由来感染症監視事業

動物からヒトに感染して危害を
もたらす病原体(食品を介して
感染するものを除く。)

動物衛生の観点から実施

新設

微生物リスク管理基礎調査事業委託費

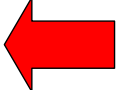
食品を介してヒトに危害を及ぼす病原体

食品安全の観点からリスク管理の枠組みに

則って汚染実態を調査

次のページ

リスク管理とは

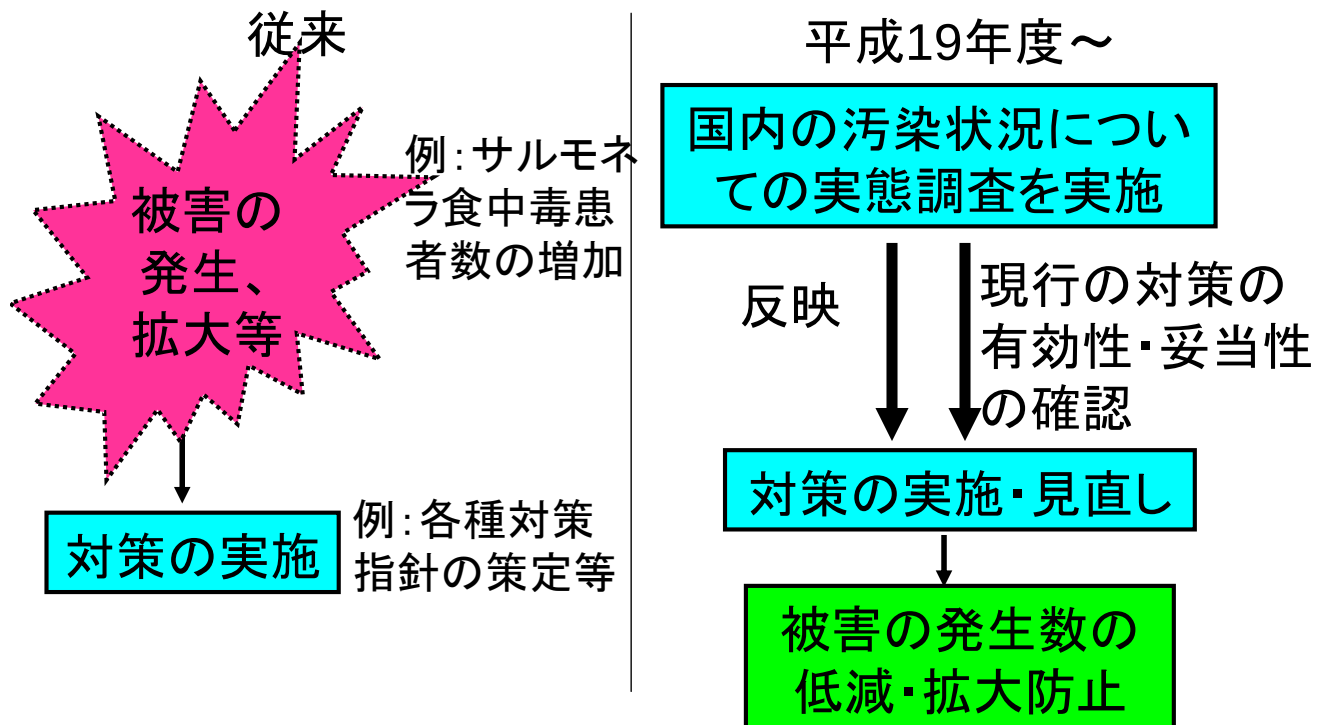
- 被害の未然防止、発生数の低減等を目的
 実態調査が必要
- どの程度のリスクがあるのかを予め知ることが必要
- 従来の問題が起きてからの対応（危機管理）とは異なる

（参考）

「リスク管理」と「危機管理」の違い

リスク管理	危機管理
■可能性に対応する （将来に備える）	●発生した問題・事故に対応する
■リスクの低減をはかる →問題・事故が起きないように	●パニックの発生や問題・事故の拡大、再発を防ぐ
■どのような問題・事故が発生する可能性があるかを知る必要	●リスク管理に応用できる （例：原因究明の結果）

食品の微生物汚染についての態勢の見直し



有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

科学に基づく政策決定の必要性

- ・食品に由来する健康リスクがどの程度あるのか予測
- ・危害要因の性質や問題の発生過程等に則した決定
- ・リスクの程度に見合った対策の実施

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施
(18年度～)

食品供給行程における微生物汚染実態の調査の実施
(19年度～)

有害化学物質調査での経験を活用

19年度予算概算決定額

1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業委託費
239百万円(18年度～22年度)
2. 微生物リスク管理基礎調査事業委託費(新規)
87百万円(19年度～23年度)

(要求の概要)

- 食品を汚染する可能性のある有害微生物について、想定されるリスクを基に優先度を決定
- ⇒「サーベイランス・モニタリング計画」の作成
- ⇒フードチェーンにおける汚染実態の調査
- 〔効果的な有害微生物汚染低減対策を策定・実施及び検証するための調査〕

実態調査対象の選定

- 食品媒介有害微生物と媒介食品の組合せは無数。
- 予算額は上限あり。
- 実態調査の優先順位を決めなくてはならない
- どうやって？



リスク管理の標準手順書
リスク管理検討会

農林水産省及び厚生労働省における食の安全性に関するリスク管理の標準手順書

公表：平成17年8月25日

- 対象：① 今後、農林水産省でリスク管理を行う危害要因が対象（食品安全基本法の法定諮問事項でリスク管理の方法が確立しているものは対象外）
- ② 緊急事態への対応は、別途、危機管理の枠組みに従う

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/risk/sop.html

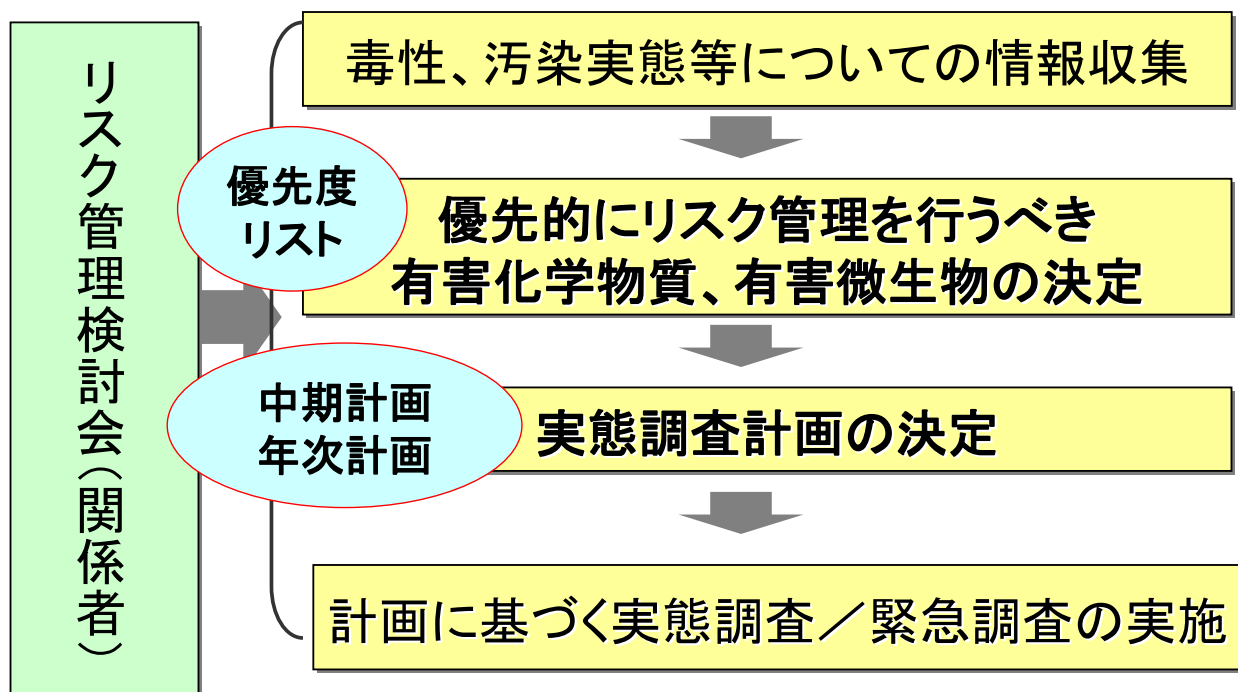
リスク管理検討会とは

- リスク管理を行う際に、適時適切な「関係者」との情報・意見交換を行うために、消費・安全局長の私的懇談会として開催
- 関係者とは、
 - 消費者団体 3名
 - 事業者（生産段階～加工・流通段階） 5名

何について情報・意見交換するのか

1. 危害要因の優先度リストの作成(サーベイランス・モニタリング計画の検討を含む)
2. リスク評価方針の検討
(注)リスク評価方針: リスク評価機関にどのような食品健康影響評価を依頼するのか依頼事項や質問を明確に記述したもの
3. リスク管理措置の検討

実態調査の実施の枠組み



食品の安全性に関わる有害微生物の サーベイランス・モニタリング中期計画

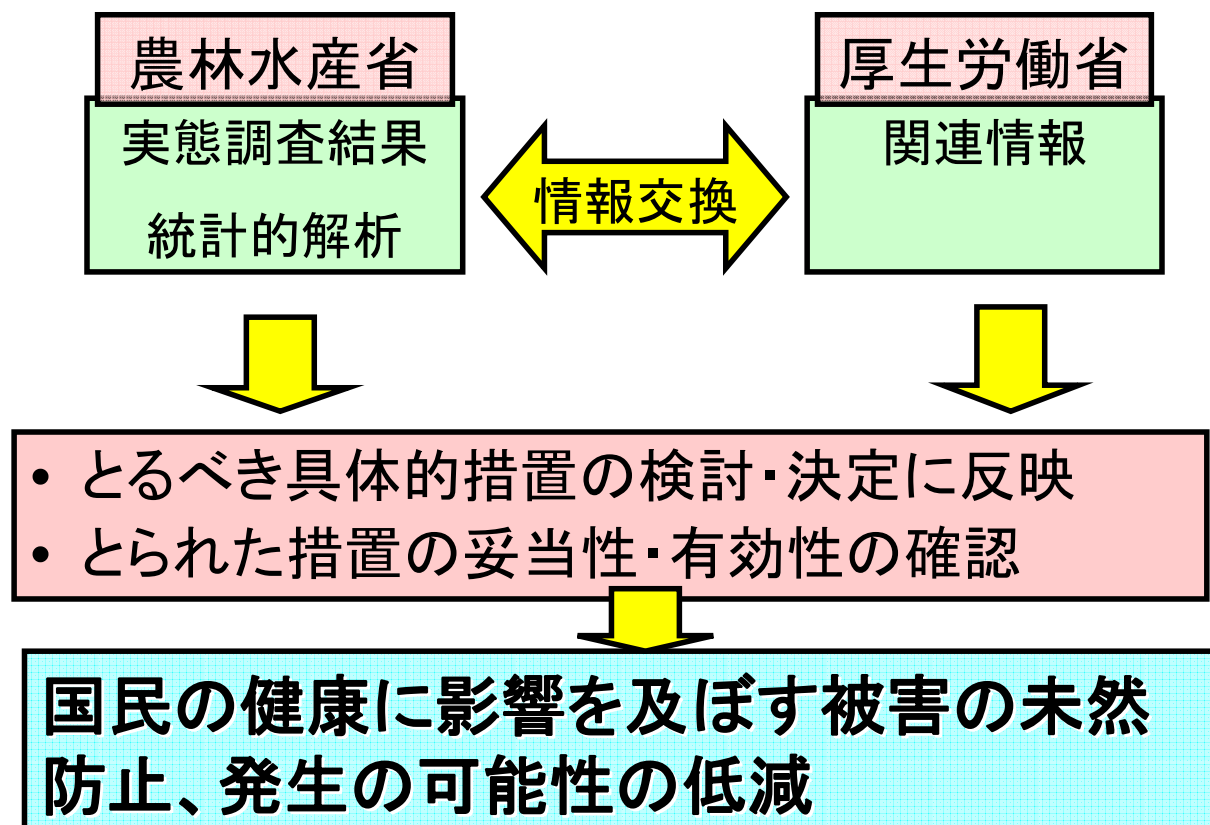
- 5年間(平成19年度～23年度)
- 優先的にリスク管理を行うべき微生物のリストに基づき、適切な分離・同定方法の有無で優先度を決定。
- 優先度A: 期間内に実施
- 優先度B: 期間内に実施可能な範囲で実施

サーベイランス・モニタリング中期計画 (平成19年度～23年度)

優先度	対象微生物	対象農林水産物(注)
A	カンピロバクター	鶏肉
	サルモネラ	鶏肉・鶏卵
	腸管出血性大腸菌	牛肉
B	腸炎ビブリオ	海産魚介類
	腸管出血性大腸菌	生食用野菜
	ノロウイルス	二枚貝
	ボツリヌス菌	未定
	リステリア	未定

(注) 農場から加工・流通段階までの各段階

農林水産省・厚生労働省間の連携



ご清聴ありがとうございました



食中毒から身を守るには（掲載:2006/07/04,最終更新:2007/3/19）

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/foodpoisoning/index.html